

西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成30年7月30日（月） 関西支社 大会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	赤松 史光 (大阪大学大学院教授)、池田 辰夫 (弁護士)、 井筒 宏成 (弁護士)、小島 幸保 (弁護士)、 武田 邦宣 (大阪大学大学院教授)、三村 衛 (京都大学大学院教授)	
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日	
抽出件数／対象件数	9件／937件	件 名 等
工 事	一般競争入札	1件／4件 新名神高速道路 大津ジャンクション西工事
	条件付 一般競争入札	2件／42件 中国横断自動車道 西栗栖第一橋他1橋（鋼上部工）工事 中国自動車道 福崎高速道路事務所管内はく落防止対策工事（平成29年度）
	指名競争入札	1件／2件 名神高速道路 菩提寺PA他1箇所休憩施設改修工事
	随意契約	1件／13件 第二京阪道路 京田辺TB他8箇所ETC設備更新工事
調査等	1件／74件	新名神高速道路 茨木市中地区財産整理用図面作成業務
維持管理役務及び 物品・役務	1件／60件	異常気象等の注意喚起に関する広報業務
少額契約	2件／742件	平成30年度 栗東社宅他水質保全点検業務 名神高速道路 草津PA上りGSアイランド造成工事

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>◆報告内容の説明</p> <p>【入札監視事務局からの報告】</p> <p style="padding-left: 20px;">特になし</p> <p>【入札・契約手続きの運用状況等について】</p> <p style="padding-left: 20px;">特になし</p> <p>【入札監視委員会資料説明】</p> <p style="padding-left: 20px;">特になし</p>	
<p>◆抽出案件の説明</p> <p>【一般競争入札】</p> <p style="padding-left: 20px;">〈新名神高速道路 大津ジャンクション西工事〉</p> <p style="padding-left: 40px;">特になし</p> <p>【条件付一般競争入札】</p> <p style="padding-left: 20px;">〈中国横断自動車道 西栗栖第一橋他1橋（鋼上部工）工事〉</p> <p>① 競争参加資格申請者のうち2者の技術評価点が低評価となっている理由は何ですか。</p> <p>② 入札価格の差は把握していますか。</p>	<p>① 地域精通度、地域貢献度、NEXCO 西日本貢献度の点数を業者が得ていないため、低評価となっています。</p> <p>② ヒアリングをしていないため把握していません。</p>

【条件付一般競争入札】

〈中国自動車道 福崎高速道路事務所管内はく落防止対策工事（平成29年度）〉

- ① 技術評価点に差が出た要因として表彰が挙げられているが、「表彰」とは具体的にどのようなものですか。
- ② この表彰の点数が継続的に加点された場合、特定の業者の技術評価点が高止まりすることにつながるのではないかと思料するが、この表彰は容易に受けられるものなのですか。
- ③ 表彰の有無とは別に、工事成績評定が配点されていますが、これは両者とも必要なのでしょうか。
- ④ 入札参加者3者のうち2者が辞退となっているが、辞退はどうやって確認をするのですか。
- ⑤ 入札者には、他の入札者が辞退したことがわかるのですか。
- ⑥ 落札した入札者の評価点は公表されるのか？

【指名競争入札】

〈名神高速道路 菩提寺PA他1箇所休憩施設改修工事〉

- ① 当初は広範囲の工事個所であったために不調になったが、2工事に分割したことで、応札があったとのことですが、工事を分けることで業者にとってインセンティブが働くのですか。

- ① 当社の表彰、厚生労働大臣の表彰等を技術評価点に加味する「表彰」としています。
- ② 当社の表彰制度は、その功労、功績又は貢献の程度に応じて社長表彰や支社長表彰等に区分されています。表彰に当たっては、表彰審査会という審査機関を経て慎重に決定しています。
このことは、表彰に値するほどの業務を行えるほどの貢献度がある、という証左であり、一定の技術評価点を配点していることに妥当性がある、と思料します。
- ③ 工事成績評定は、過去に受注した当社発注工事の成績です。
工事成績評定において高評価を得ているということは施工能力も高いと捉えて配点をつけています。
工事成績評定と表彰制度は連動している点もありますが、工事成績評定は全ての工事で行い、工事の出来栄等が良ければ評価されますが、表彰が行われるのは工事全体の中でも少数です。
- ④ 辞退書を受領しています。その後、辞退理由を可能な限り確認しています。
- ⑤ わかりません。
- ⑦ 公表されます。

- ① 広範囲の施工範囲を一定範囲に狭めたことにより、競争参加者が参加しやすい規模となったものと思料されます。

<p>② 当初、条件付一般競争として入札公告を行い不成立となったため、指名併用型に変更したことについて、指名併用のメリットに何がありますか。</p> <p>③ 当初は応札者がいなかったが、結果4者の入札者があり、2者が公募、2者が指名であったが、指名併用としたことと、発注内容の見直しを行ったことのどちらがより入札者を増やす効果がありましたか。</p> <p>【随意契約】 〈第二京阪道路 京田辺TB他8箇所ETC設備更新工事〉</p> <p>① 最終的に契約制限価格範囲内ということで落札されているが、第1回見積では契約制限価格を超えていたのが最終的には契約制限価格内に収まった、というのは、どういうことか。</p> <p>② 最終的に落札した入札者と、2回目の入札を辞退した入札者との間で、1回目の入札金額に大きな差があるが、この金額差は把握しているのか？</p> <p>【調査等】 〈新名神高速道路 茨木市中地区財産整理用図面作成業務〉 特になし</p> <p>【維持管理役務及び物品・役務】 〈異常気象等の注意喚起に関する広報業務〉 特になし</p> <p>【少額契約】 〈平成30年度 栗東社宅他水質保全点検業務〉 特になし</p> <p>〈名神高速道路 草津PA上りGSアイランド造成工事〉 特になし</p>	<p>② 指名通知をすることで、入札案件の存在に気づいてもらえることです。</p> <p>③ 2者が公募したというのは、入札時期が変更されたことと、工事内容が変更された結果、応募があったものと思料されます。また、2者が指名であったのは、指名により案件を認知したという結果であると思料するので、両方とも効果があったのではないかと認識しています。</p> <p>① 第1回見積後に、事前交渉は行っていません。第1回見積の結果では契約制限価格範囲外であったが、入札者が辞退するまで、何度も見積を行うことができるため、第2回目の見積を実施するかを入札者に判断してもらい、第2回目の見積を行った結果、契約制限価格範囲内に収まったものです。</p> <p>② 辞退した入札者にヒアリングはしていないが、各社によって開発に係る工数や人件費などの価格が異なるため、それが要因と思料されます。</p>
--	---

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし